

個人の方が農地を買う場合の記入例
① まず、申請書の1枚目を記入します。

様式例第1号の1
農地法第3条の規定による許可申請書
令和〇〇年〇〇月〇〇日
新見市農業委員会会長 殿

当事者
＜譲渡人＞
住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 〇 〇 〇 〇 印
電話(〇〇〇〇)〇〇－〇〇〇〇
＜譲受人＞
住所 〇〇市××町××番地
氏名 × × × × 印
電話(〇〇〇〇)〇〇－〇〇〇〇

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定(期間 年間)
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 当事者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

申請者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	在留期間及 び在留期間 の満了の日	認定経営発 展法人(該当 する場合○)
譲渡人	〇 〇 〇 〇	8 5	農業	〇〇市〇〇町〇〇番地				
譲受人	× × × ×	4 5	会社員	〇〇市××町××番地	日本			

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料等 の額(円) (10a当たりの額)	所有者の氏名又 は名称 (現所有者が登記 簿と異なる場合)	所有権以外の使用収益権が設 定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、 内容	権利者の氏名 又は名称
新見市〇〇××番1 新見市〇〇××番2	田 田	田 田	2,000 1,000	20,000 10,000 10,000 /10a	〇〇 〇〇 ()		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

売買(贈与)

② 次に、**I 一般申請記載事項** を記入します。

※地上権（農地の空中または地下を利用する権利）を設定する場合は、**Ⅲ特殊事項により申請する場合の記載事項** に進みます。

農地法第3条の規定による許可申請書(別添)

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	自作地	5,500	4,000	1,500		
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積(㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地	〇〇〇1742-1 " 2135	田 畑	田 畑	1,800 600	休耕中 鳥獣害が多発

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)	
	借入地	2,000	2,000				
	貸付地						
		所在・地番		地目		面積(㎡)	状況・理由
			登記簿	現況			
	非耕作地						

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物	水稻	野菜						
権利取得後の面積(m ²)	9,000	1,500						

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン		
確保しているもの	所有 リース	1台	1台	1台		
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有 リース		1台			

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴 5 年、農業技術修学歴 年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在: 2 (農作業経験の状況: 20年以上農作業経験あり(水稻))
	増員予定: なし (農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在: 0 (農作業経験の状況:)
	増員予定: なし (農作業経験の状況:)

- ④ 配置の状況 (所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合に、市町村別に記載してください(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください)。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載してください。)

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

- ⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

徒歩で約10分

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙 1 に記載し、添付してください。）

(5) その他の考慮すべき事項

（記載要領）

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

＜農地法第 3 条第 2 項第 2 号関係＞（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙 2 に記載し、添付してください。）

＜農地法第 3 条第 2 項第 3 号関係＞

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

＜農地法第 3 条第 2 項第 4 号関係＞（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の 2 親等内の親族をいいます。）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 （本人又は世帯員等）	農作業への年間従事日数	備考
×× ××	45	会社員	本人	150	
×× △△	75	農業	父	150	
×× □□	70	農業	母	100	

（記載要領）

備考欄には、農作業への従事日数が年間 150 日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作または養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、または質入れしようとする場合には、以下の内該当するものに印を付してください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸付しようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する機関以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
(表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝)
- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

申請する田は、これまでも水田として利用されており、所有権移転後も同様に水田として利用するため、周辺の内の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。

③ 農地を借りる本人やその家族が農作業を行わない場合、

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項 の8を記入します。

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めます。

＜農地法第3条第3項第3号関係＞（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

- (1) 氏名
- (2) 役職名
- (3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 か月
そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 か月（直近の実績）
年 か月（見込み）

④ 農地の空中または地下を利用する権利の設定をする場合は、
Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項 を記入します。

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- ☐ その取得しようとする権利が地上権（民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。）

- ☐ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

- ☐ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
（景観法（平成16年法律第110号）第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2（効率要件）、2（農地所有適格法人要件）、5（下限面積要件）以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

- ☐ 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

- ☐ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

- ☐ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合、Ⅰの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

申請地の地下1mに自己の住宅用の排水管を設置する計画。

耕作が行われていない●月から●月にかけて工事を行うため営農に支障はなく、又、排水も浄化槽処理後に排水管を通じて市の水管に接続するため、周辺の土地、作物、家畜等に被害を与えないと考えます。

なお、浄化槽の設置及び排水管の埋設について担当である〇〇市〇〇課と調整済みです。

以上で申請書の記入は終わりです。

⑤ 申請書には、農業委員会が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

※(添付書類) 参照

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙１）

1 農地法その他の農業に関する法令

（１）農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 3 条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第 4 条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第 5 条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第 42 条（措置命令）	有 ・ 無

（２）農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 15 条の 2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第 15 条の 3（監督処分）	有 ・ 無

（３）種苗法（平成 10 年法律第 83 号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第 20 条及び第 25 条参照）	有 ・ 無

（４）農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第 24 条（使用の禁止）	有 ・ 無

2 1 で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後 3 年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

(記載要領)

- 1 この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載してください。
- 2 1の(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 3 1の(1)②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
- 4 1の(1)及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。
なお、1の(1)については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 5 1の(2)、(3)及び(4)については、許可申請日現在の状況を記載してください。